中教審 学校における働き方改革特別部会 資料より

48時間を超える週は3か月で3回まで

等

連続して勤務する日数 6日まで

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申骨子案)

- 学校における働き方改革の目的
- 〇我が国の学校教育と学校における働き方改革
- ・我が国の学校教育の蓄積と成果、課題と学校における働き方改革
- ○学校における働き方改革の目的
- ・働き方改革推進法、教育基本法や学校教育法に定める教育の目的と目標
- 2. 学校における働き方改革の実現に向けた方向性
- ○勤務の長時間化の現状と要因
- 教員勤務実態調査の結果及び分析
- 〇検討の視点と基本的な方向性
- ・文部科学省、教育委員会、各学校の管理職等それぞれの役割と責任
- 特に、文部科学省が果たすべき役割の重要性
- 学校種や設置者の違いを踏まえた働き方改革
 - <検討の視点>
 - ①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
 - ②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ③学校の組織運営体制の在り方
- ④教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度
- ⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備
- 3. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
- ○教職員の勤務時間等に関する制度の現状
- ○勤務時間管理の徹底と上限ガイドライン
- ・労働安全衛生法改正による勤務時間管理義務の明文化を踏まえた勤務時間管理の徹底
- ・勤務時間の上限に関するガイドラインの策定と実効性確保のための制度上の工夫
- ・ガイドラインを始点とした対応の徹底
- ○適正な勤務時間の設定
- ・登下校時刻等の適切な時間設定
- 勤務時間の適正な割り振り
- 学校閉庁日の設定
- ○労働安全衛生管理の徹底
- 【学校の労働安全衛生管理の現状と課題】
- ・義務付けられた体制整備が不十分である現状 等
- 【学校の労働安全衛生管理の充実のための方策】 ・法令上の義務の周知徹底
- ・小規模校も含めたストレスチェックの実施
- ・教師が適切に相談しやすい環境の整備等
- ○教職員一人一人の働き方に関する意識改革
- 【研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革】
- ・働き方改革への取組や成果が評価される人事評価、職員研修 等 【学校評価とも連動した業務改善状況の把握と公表】

公立学校の教師の勤務時間の上限に 関するガイドライン(案)

上限の目安

月45時間 年360時間

特例的な扱い

- 年720時間を超えない
- 45時間を超える月は6月まで
- 月100時間未満
- 連続する複数月平均80時間未満
- ○学校が作成する計画等の見直し
- ・児童生徒単位で作成する計画、学校単位で作成する計画の統合 等
- ○教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施
- ・総合的な学習の時間における家庭・地域と連携した校外学習の位置づけの明確化等
- ○業務の明確化・適正化による教師の勤務の時間の縮減の目安
- ・業務の明確化・適正化を実施した場合の時間の縮減の目安の提示等

4. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

〇基本的考え方

- ・業務の担い手の学校・教師以外への積極的な移行、教師の業務負担軽減、慣習的業務 の廃止 等
- ○業務の役割分担・適正化を着実に実行するための仕組みの構築

【文部科学省が取り組むべき方策】

- ・学校や教師の担うべき役割は何かを文部科学省が明確に示すなど、社会と学校のバ ッファー(緩衝)としての役割
- 勤務時間管理の状況の把握と公表など学校における働き方改革の実施のための仕組 みの確立
- ・文部科学省内で新たに学校に業務を付加しようとする際の調整体制の徹底 等

【教育委員会等が取り組むべき方策】

- ・中間まとめを踏まえて本年2月9日付で通知した13項目※の取組推進
- ・服務監督権者である市町村教育委員会による業務の仕分けと学校・教師以外の担い 手への業務の移行等

※①業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ、②事務職員の校務運営への参画推進、 ③専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援、④学校が教育活動に専念するための支援 体制の構築、⑤業務の管理・調整をはかる体制の構築、⑥関係機関との連携・協力体制の 構築、⑦学校・家庭・地域の連携の促進、⑧統合型校務支援システム等のICTの活用推 進、⑨研修の適正化、⑩各種研究事業等の適正化、⑪教育委員会事務局の体制整備、⑫授 業時数の設定等における配慮、⑬各学校における業務改善の取組

【各学校が取り組むべき方策】

校長による大胆な業務削減

- (夏季休業中の教師による児童生徒へのプール指導、早朝指導、研究指定校等)等
- 〇これまで学校·教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方
- ・代表的な14業務※に関する整理
- (安全配慮義務など学校の責任についての法的な整理を含む)

※【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ①登下校に関する対応、②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたと きの対応、③学校徴収金の徴収・管理、④地域ボランティアとの連絡調整
- 【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】
- ⑤調査・統計等への回答等、⑥児童生徒の休み時間における対応、⑦校内清掃、⑧部活動 【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】
- : ⑨給食時の対応、⑩授業準備、⑪学習評価や成績処理、⑫学校行事の準備・運営、⑬進路 指導、⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

○今後の学校における働き方改革の進め方の明確化と共有

8. 学校における働き方改革の確実な実施とフォローアップ等

5. 学校の組織運営体制の在り方

・学校事務の適正化・効率化

○給特法の今後の在り方について

〇中長期的な検討事項について

〇一年単位の変形労働時間制について

労働日数の上限 年280日

・部活動指導員の配置促進等

〇今後さらに検討を要する事項

すべき事項 等

・管理職のマネジメント能力向上 等

6. 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度

〇目指すべき学校の組織運営体制の在り方

・校内委員会の整理統合、校務分掌のグループ化

主幹教諭や事務職員の標準職務明示、若手教師の支援

一年単位の変形労働時間制 (労働基準法第32条の4)

1日10時間まで

週52時間まで

7. 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

○勤務時間の適正化や業務改善・効率化への支援

・小学校における専科教員の充実等の教職員定数の改善

・副校長・教頭の負担軽減、ミドルリーダーによる若手支援、事務職員の活躍等

※資料2、資料3(前回第18回学校における働き方改革特別部会資料)参照

地方公務員については、地方公務員法第58条第3項により適用除外

○教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置促進

・好事例やガイドラインの提示、真剣に取り組む自治体を支援する仕組みの構築

・働き方改革の推進のために、学校教育全般にわたって引き続き中央教育審議会で検討

1箇月を超え1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えな

いことを条件として、業務の繁閑に応じて労働時間を配分することを認める制度

〇基本的考え方

- ○勤務時間管理等の取組状況を市区町村別に公表するなど、学校における働き方改革の実 施のための仕組みの確立
- 〇定期的な勤務実態調査の実施によるPDCAサイクルの実施 等